

西保育第252号  
令和3年2月12日

西尾市監査委員 糟谷 修 様  
西尾市監査委員 大塚 久美子 様

西尾市長 中村 健

財政援助団体等監査結果に係る勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る  
検討結果について（通知）

標記の件につきまして、地方自治法第199条第15項の規定に基づき、次の通り通知いたします。

令和2年12月14日付け西監第43号「財政援助団体等監査結果に係る勧告書」において「特に措置を講ずる必要があると認められる」とされた事項につきまして、法人関係者への確認及び関係書類の精査を行い、事実と認定しましたので、指摘のありました返還すべき額の全額となる3,881,893円を、令和3年3月末までに返還するよう法人へ通知しました。

検討結果の再発防止策としまして、法人に対し事務員の活用等により補助金担当者の負担軽減を図ること、実績報告書を含め補助金関係書類の複数名での内容確認実施を徹底すること、電子データ管理・運用について簡素化しミス防止に努めることを強く指導しました。

また、市としまして法人へ提供する補助金関係書類の様式をわかりやすいよう改善し記載誤り予防に努めること、書類等の確認体制及び時間の十分な確保を図ることとし、補助金の適正な交付に今後より一層努めてまいります。